



発行
東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………

……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

公告

○認定特定非営利活動法人の認定の失効……………

……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…三

○開発行為に関する工事完了……………

……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…三

告示

●東京都告示第百十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年二月三日

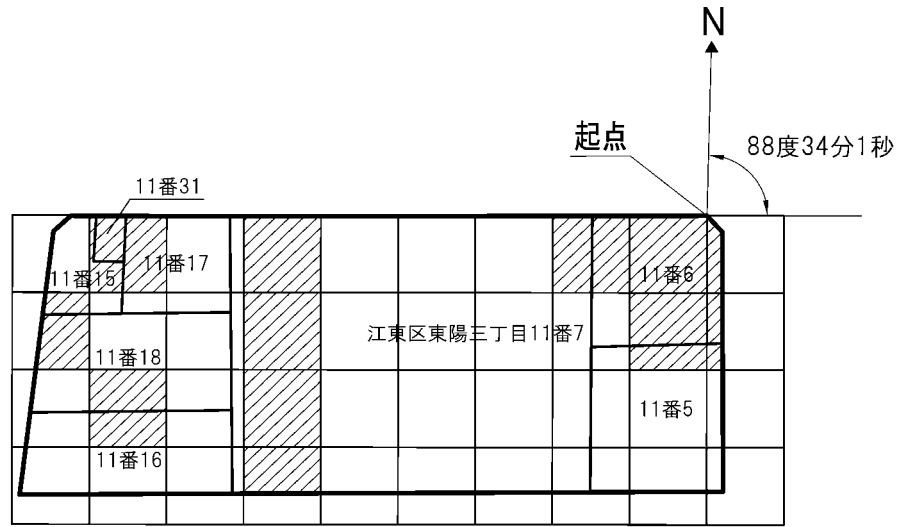
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区東陽三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、江東区東陽三丁目11番6の最北端とする。

【格子の回転角度 88度34分1秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年二月三日

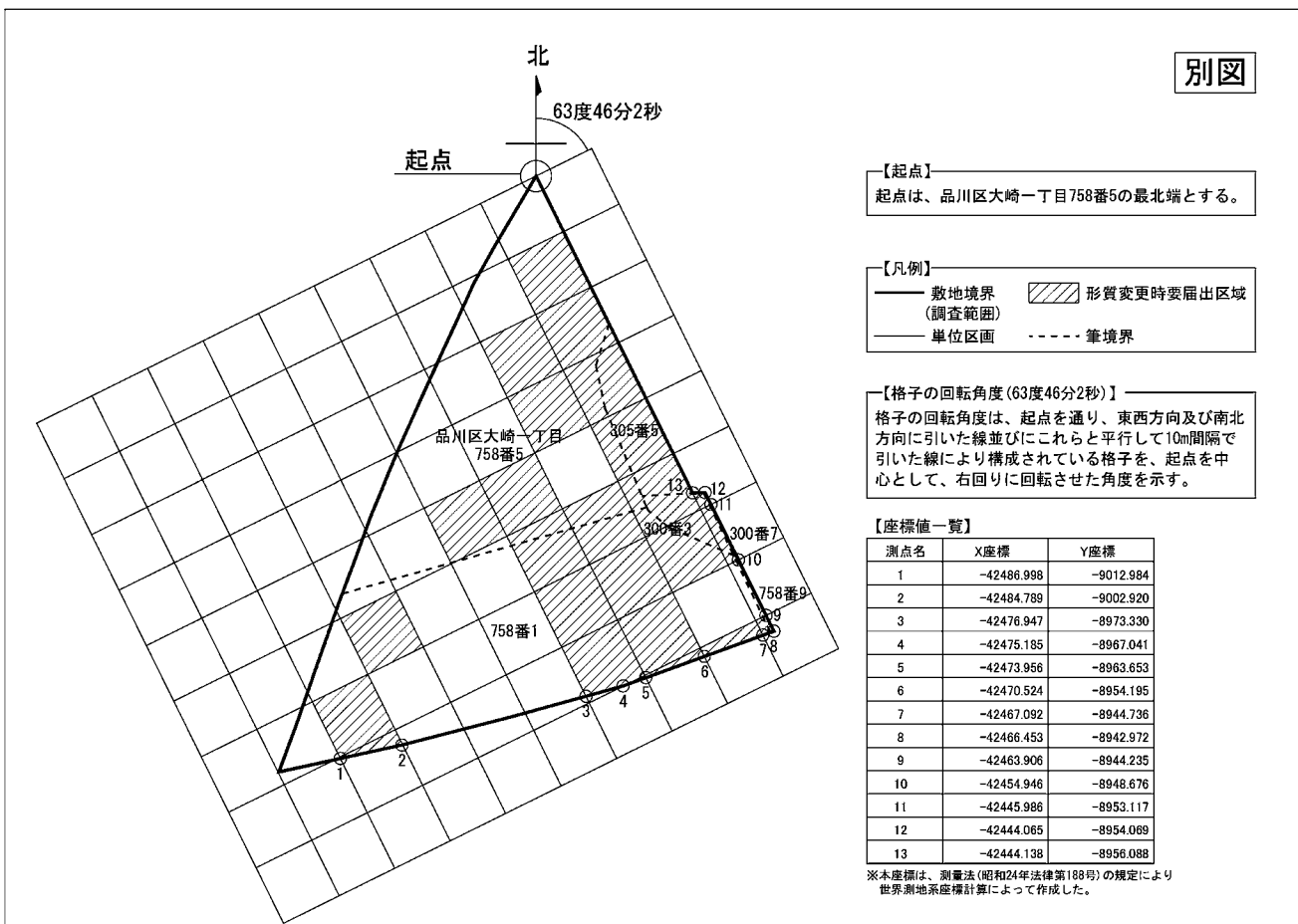
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区大崎一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



公 告

認定特定非営利活動法人の認定の失効について
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年二月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人国際協力NGOセンター

二 代表者の氏名

本木 恵介

三 主たる事務所の所在地

新宿区西早稲田二丁目三番十八号 アバコビル五F

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和三年十二月二十八日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年二月三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

あきる野市菅生字尾崎二百三
十一番九
あきる野市菅生二百二十七
番地二

平井 眞弓

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙の3割以上をリサイクルしています。